

函館市地域支え合い推進協議体設置要綱 新旧対照表 (案)

| 改正後 (新) | 改正前 (旧) |
|--|--|
| <p>函館市地域支え合い推進協議体設置要綱</p> <p>第1条～第4条 (略)</p> <p>(委員の任期等)</p> <p>第5条 委員の任期は<u>3</u>年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 委員は、再任することができる。</p> <p>第6条～第10条 (略)</p> <p>附 則 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この要綱は、平成30年4月1日から施行する。</u></p> | <p>函館市地域支え合い推進協議体設置要綱</p> <p>第1条～第4条 (略)</p> <p>(委員の任期等)</p> <p>第5条 委員の任期は<u>2</u>年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 委員は、再任することができる。</p> <p>第6条～第10条 (略)</p> <p>附 則 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。</p> |

函館市地域支え合い推進協議体設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市生活支援体制整備事業実施要綱に規定する第1層協議体である「函館市地域支え合い推進協議体」(以下「協議体」という。)の設置について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 協議体は、第1層の生活支援コーディネーター(以下「コーディネーター」という。)と生活支援・介護予防サービス(以下「生活支援等サービス」という。)の多様な提供主体等が参画する定期的な情報の共有・連携強化の場として設置し、多様な主体間の情報共有および連携・協働による体制整備を推進することを目的とする。

(協議事項等)

第3条 協議体は、次に掲げる事項について協議するとともに、第1層コーディネーターの活動を支援する。

- (1) 地域ニーズと資源の状況の見える化に関する事
- (2) 地縁組織等多様な主体への協力依頼などの働きかけに関する事
- (3) 関係者のネットワーク化に関する事
- (4) 目指す地域の姿・方針の共有、意識の統一の推進に関する事
- (5) 生活支援の担い手の養成やサービスの開発に関する事
- (6) ニーズとサービスのマッチングに関する事
- (7) 第2層コーディネーターおよび第2層協議体への支援および連携・協働に関する事

(組織)

第4条 協議体の委員は、次に掲げる構成団体等をもって組織し、市長が指定する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域包括支援センター関係者
- (3) 特定非営利法人、社会福祉法人、社会福祉協議体、地縁組織、協同組合、ボランティア団体、介護サービス事業者、シルバー人材センター等の、生活支援等サービスを提供する事業主体の関係者
- (4) 第1層コーディネーター
- (5) 前号で掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期等)

第5条 委員の任期は3年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長等)

第6条 協議体の会長は、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議体の事務を総理し、協議体を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、副会長としてその職務を代理する。

(会議)

第7条 協議体の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、協議体の会議の議長となる。
- 3 協議体の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、協議体の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

(個人情報等の保護)

第8条 協議体の委員は、会議を通じて知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。また、委員を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 協議体の庶務は、保健福祉部において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議体の運営に関し必要な事項は、会長が協議体に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。